**※重 要**

**「書類作成」及び「写真撮影」の注意事項について**

本補助金は、国および県からの補助金が含まれております。そのため、補助金事業の実施にあたっては、以下の点にご注意ください。**適切な書類が添付されていない場合、補助金交付の取り消しや、一部補助金が交付対象外となる場合があります。**

**１．図面について**

・平面図については、**浄化槽、配管、桝の位置を正しい縮尺で記載**するとともに、**住宅内の排水設備（トイレ、台所、浴室等）をすべて記載**してください。なお、排水設備の有無に関わらず、すべてのフロアの図面を添付する必要があります。

**【審査ポイント】**

・住宅の排水設備に適した浄化槽が設置されていること（※）を審査します。また、配管費として計上されている「配管の長さ」や「桝の数」が正しいことを審査します。

※２世帯住宅等で台所や浴室が２つある場合は、浄化槽の人槽算定が変わります。

**２　工事写真について**

・写真については、各工事・作業段階の写真を**鮮明に撮影してください。**

**※近年、写真のピントが合っておらず、詳細が確認できないケースが多発してい**

**ますので、ご協力をお願いいたします。**

**・特に、配管費や撤去費の交付にあたっては、写真での適切な工事・作業が確認で**

**きない場合は、補助金交付の対象外となる場合がありますので、写真の撮り忘れ**

**にご注意ください。**

・また、スケールや水準器を写す写真については、**全景を写した写真（起点、終点が分かる写真）**と**目盛のアップ写真**を添付し、写真から目盛が確認できるように撮影してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **撮影する写真** | **注意事項** |
| **（１）着工前の写真** | □着工前の単独処理浄化槽もしくは汲取便槽の全景を撮影してください。□着工前の配管・枡の全景を撮影してください。 |
| **（２）浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真** | **【審査ポイント】**□浄化槽整備士が工事を実地に監督、または自ら工事を行っているかを審査します。**【撮影ポイント】**□浄化槽の設置場所で、浄化槽整備士が実地に作業にあたっていることが分かるよう、浄化槽整備士が正面を向いて標識を掲げ、背景に工事を行う場所（設置予定地）の周辺状況（地面、家屋等）とともに写っている写真を撮影してください。**※標識版の記載事項が判読できるよう、場合によってはアップ写真も撮影してください。** |
| **（３）基礎工事の状況を示す写真** | **【審査ポイント】**□栗石地業、捨てコンクリート及び基礎コンクリート(有筋)の打設を審査します。**【撮影ポイント】**□不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かるように、栗石のつき固め終了後の深さ及び捨てコンクリートの厚さが分かるスケールを入れた写真を撮影してください。□基礎コンクリート(有筋)養生後、コンクリートの厚さの分かるスケールを入れた写真を撮影してください。□コンクリートの水平を水準器によって確認（縦・横）できる写真を撮影してください。 |
| **（４）据付工事の状況を示す写真** | **【審査ポイント】**□水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っているかを審査します。**【撮影ポイント】**□水張りを行い、浄化槽本体の水平を確認しつつ、埋め戻し作業を行っている事が分かる写真として、以下の様子が分かるように撮影してください。□浄化槽本体の水平を水準器によって確認(縦・横)できる写真□埋め戻しの高さが分かるスケールの写真□水張りをしている写真□埋め戻しの際に水締めを行っている写真□埋め戻しの際に使用する土砂の写真及びつき固め用の器具（つき棒、ランマー等）によってつき固めている写真 |
| **（５）嵩上工事の状況を示す写真** | **【審査ポイント】**□上部スラブの設置状況やバルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるよう嵩上されているかを審査します。**【撮影ポイント】**□マンホール蓋の高さからバルブ等の操作が可能であるかが分かる写真とするため、バルブの上端からマンホール蓋までの距離（30㎝以内）が分かるように、スケールをあてた写真を撮影してください。 |
| **（６）配管工事の状況を示す写真** | **【審査ポイント】**□浄化槽及びその延長にわたって、配管工事が適切に行われているかを審査します。**【撮影ポイント】**□配管費の対象となる**配管の全景及びすべての桝（設置前・設置中・完成）**を撮影してください。配管の全景写真は、複数枚にわたり、全ての配管を撮影する形で問題ありません。**※近年、写真の撮り忘れが発生しておりますので、写真の撮り忘れには十分ご注意ください。**□設置したブロワを撮影してください。 |
| **（７）単独処理浄化槽もしくは汲取便槽の処分・撤去作業を示す写真** | **【審査ポイント】**□処分・撤去作業において、①清掃（汚泥処理を含む）、②消毒（撤去場所及び撤去物）、③撤去（掘り起し）、④運搬から最終処分まで廃棄物としての適正な処理が行われているかを審査します。**【撮影ポイント】**□清掃の確認として、汚泥処理後の空になった浄化槽内を撮影してください。□消毒の確認として、**単独浄化槽もしくは****汲み取り便槽を消毒している写真**を撮影してください。□消毒の確認として、**掘り起こした後の土壌を消毒している写真**を撮影してください。□撤去の確認として、掘り起こした後の単独浄化槽もしくは汲み取り便槽を撮影してください。□運搬および最終処分の確認として、**工事を行った場所（周辺状況（地面、家屋等）を含むように）で廃棄物を荷台に積み込んだ写真を撮影してください。**□運搬および最終処分の確認として、**廃棄物を搬入した写真（周辺状況〈搬入先の社名等〉）**を撮影してください。 |
| **（８）完成後の写真** | □完成後の合併浄化槽の全景を撮影してください。□完成後の配管・枡の全景を撮影してください。 |

**３　産業廃棄物管理票（マニフェスト）について**

・実績報告時にマニフェストＥ票の添付が間に合わない場合は、Ａ～Ｄ票のいずれかの写しを添付していただきますが、最終的には**マニフェストＥ票の写しが必要**となります（マニフェストＥ票は、交付後１８０日以内に返送されない場合、排出事業者は委託した廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じ、都道府県知事等に報告する義務があります）。

・また、**マニフェストＥ票の原本は、排出事業者が５年間保管することとなっていますので、必ず写しを添付してください。**

**（１）排出事業者について**

・マニフェストの**排出事業者は、工事の元請け業者**となります（廃棄物処理法第２１条の３第１項）。ただし、例外として下請け業者が排出者となる場合（同法第２１条の３第第４項）は、元請け業者から、排出事業者が下請け業者となる旨を文書で添付してください。

**（２）排出事業場について**

・マニフェストの**排出事業場は、発生場所（施主宅）の住所**を記載する必要があります。やむを得ず排出事業者が自ら管理する資材置き場等に一時置きした後、他の工事の廃棄物と混合して運搬する際には、写真で一時置きの状況や積み込み、積み卸しの状況を添付してください。

**４　領収書の確認について**

・実績報告書に添付された『領収書（写）』と申請者へ発行した『領収書（原

本）』に相違がないかの確認を行います。

・申請者に対して領収書を発行する際は、**環境課職員が原本確認を実施する**旨を

お伝えいただき、**原本確認が終わるまでの間は保管**していただくようお願いい

たします。